

安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 24 日

安芸高田市長 藤本 悦志

安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例

安芸高田市手数料条例(平成 16 年条例第 76 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
本則 (略) 別表(第 2 条関係) 1. 一般関係 <div style="text-align: right;">(表は省略)</div>	本則 (略) 別表(第 2 条関係) 1. 一般関係 <div style="text-align: right;">(表は省略)</div>

2. 戸籍関係

(表は省略)

3. 環境衛生関係

事務	名称	金額	備考
(略)			
狂犬病予防法施行令第3条の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の再交付	犬の注射済票再交付手数料	1頭につき340円	

2. 戸籍関係

(表は省略)

3. 環境衛生関係

事務	名称	金額	備考
(略)			
狂犬病予防法施行令第3条の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の再交付	犬の注射済票再交付手数料	1頭につき340円	
広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例(平成11年広島県条例第34号。以下「県条例」という。)第2条の表の第3号の2(4)の規定に基づく理容所の構造設備の検査及び確認(理容師法(昭和22年法律第234号)第11条の2)	理容所検査手数料	1件につき16,000円	
県条例第2条の表の第4号の3(1)の規定に基づく温泉の利用の許可(温泉法(昭和23年法律第125号)第15条第1項)	温泉利用許可申請手数料	1件につき35,000円	
県条例第2条の表の第4号の3(2)又は(3)の規定に基づく温泉の利用の許可を受けた者である法人の合併若しくは分割の承認又は温泉の利用の許可を受けた者の相続の承認(温泉法第16条第1項又は同法第17条第1項)	温泉利用の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	1件につき7,400円	
県条例第2条の表の第4号の4(1)の規定に基づく興行場の営業の許可(興行場法(昭和2	常設する興行場の許可申請手数料	1件につき22,000円	

				3 年法律第 137 号)第 2 条第 1 項)	季節的又は一時的に仮設する興行場の許可申請手数料	1 件につき 8,000 円	
				県条例第 2 条の表の第 4 号の 5(1)の規定に基づく旅館業の営業の許可(旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 3 条第 1 項)	旅館業許可申請手数料	1 件につき 22,000 円	
				県条例第 2 条の表の第 4 号の 5(4)、(5)又は(6)の規定に基づく、次に掲げる旅館業の営業の許可を受けた地位の承継の承認(旅館業法第 3 条の 2 第 1 項、同法第 3 条の 3 第 1 項又は同法第 3 条の 4 第 1 項) ア 第三者への営業の譲渡、生前相続等 イ 法人の合併又は分割 ウ 営業者の死亡による相続	旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	1 件につき 7,400 円	
				県条例第 2 条の表の第 4 号の 6(1)の規定に基づく公衆浴場の営業の許可(公衆浴場法(昭和 23 年法律第 139 号)第 2 条第 1 項)	浴場業許可申請手数料	1 件につき 22,000 円	
広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例(平成 11 年広島県条例第 34 号。以下「県条例」という。)	死亡獣畜取扱場設置許可申請手数料	1 件につき 16,000 円		県条例	死亡獣畜取扱場設置許可申請手数料	1 件につき 16,000 円	
				第 2 条	料		

<p>の表の第 5 号(2)の規定に基づく化製場又は死亡獣畜取扱場の設置の許可(化製場等に関する法律(昭和 23 年法律第 140 号)第 3 条第 1 項)</p>	<p>化製場設置許可申請手数料</p>	<p>1 件につき 25,000 円</p>		<p>の表の第 5 号(2)の規定に基づく化製場又は死亡獣畜取扱場の設置の許可(化製場等に関する法律(昭和 23 年法律第 140 号)第 3 条第 1 項)</p>	<p>化製場設置許可申請手数料</p>	<p>1 件につき 25,000 円</p>	
<p>県条例第 2 条の表の第 5 号(8)の規定に基づく動物の飼養又は収容の許可(化製場等に関する法律第 9 条第 1 項)</p>	<p>動物の飼養又は収容の許可申請手数料</p>	<p>1 件につき(1 個の施設又は同一の構内にある数個の施設に関し同時に数件の申請が行われる場合には、当該数件につき) 7,800 円</p>		<p>県条例第 2 条の表の第 5 号(8)の規定に基づく動物の飼養又は収容の許可(化製場等に関する法律第 9 条第 1 項)</p>	<p>動物の飼養又は収容の許可申請手数料</p>	<p>1 件につき(1 個の施設又は同一の構内にある数個の施設に関し同時に数件の申請が行われる場合には、当該数件につき) 7,800 円</p>	
				<p>県条例第 2 条の表の第 9 号の 4(4)の規定に基づくクリーニング所の構造設備の検査及び確認(クリーニング業法(昭和 25 年法律第 207 号)第 5 条の 2)</p>	<p>クリーニング所検査手数料</p>	<p>1 件につき 16,000 円</p>	
				<p>県条例第 2 条の表の第 14 号の 2 の 2(4)の規定に基づく美容所の構造設備の検査及び確認(美容師法(昭和 32 年法律第 163 号)第 12 条)</p>	<p>美容所検査手数料</p>	<p>1 件につき 16,000 円</p>	
				<p>県条例第 2 条の表の第 20 号(7)の規定に基づく業者の登録(建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年法律第 20 号)第 12 条の 2 第 2 項)</p>	<p>次に掲げる業者の登録手数料 (1) 建築物 清掃業者 (2) 建築物 空気環境</p>	<p>1 件につき 35,000 円</p>	

(略)			

4. 福祉保健関係

(表は省略)

5. 産業建設関係

(表は省略)

付表

(表は省略)

	測定業者		
	(3) 建築物 空気調和 用ダクト 清掃業者		
	(4) 建築物 飲料水水 質検査業 者		
	(5) 建築物 飲料水貯 水槽清掃 業者		
	(6) 建築物 排水管清 掃業者		
	(7) 建築物 ねずみ昆 虫等防除 業者		
	(8) 建築物 環境衛生 総合管理 業者	1件につき 45,000円	
(略)			

4. 福祉保健関係

(表は省略)

5. 産業建設関係

(表は省略)

付表

(表は省略)

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。